

船舶事故調査報告書

平成29年8月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年11月11日 02時30分ごろ
発生場所	沖縄県 ^{もとぶ} 本部町 ^{みな} 水納島北西方沖 水納島灯台から真方位317° 1,780m付近 (概位 北緯26° 39.5′ 東経127° 48.5′)
事故の概要	ヨット ^{プリンセス} Princess Tiger ^{タイガー} は、帆走中、リーフに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年11月11日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット Princess Tiger、5トン未満（長さ8.74m）
船舶番号、船舶所有者等	260-35403大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	フィンキール取付け部に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 5、視界 良好 海象：波高 約3～4m、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、帆走でタッキングを繰り返しながら、東北東進していた。</p> <p>本船は、船長が後部甲板でティラーを操作して約7ノットの対地速力で水納島灯台を目標としてタッキングをしようとしたところ、水納島北西方沖のリーフ（以下「本件リーフ」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本事故当時、本件リーフまでタッキングができる距離があると思い、甲板上でセール操作などをしており、船内に設置されたGPSプロッターを見ていなかった。</p> <p>本船の喫水は、フィンキールの下端まで約2mであった。</p>
分析	本船は、風力5の北風を受けながら帆走中、船長が、本件リーフまでタッキングができる距離があると思い、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったことから、甲板上でセール操作などを行っていたところ、本件リーフに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、風力5の北風を受けながら帆走中、船長が、本件リーフまでタッキングができる距離があると思い、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったため、甲板上でセール操作などを行っていたところ、本件リーフに乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPSプロッターを活用し、船位の確認を行うこと。